

自動運転等に関する 警察の取組について

令和元年6月5日
警察庁交通局

背景

【自動運転の実現に向けた取組の進展】

- **政府目標**
 - 制度面では、2020年目途に高度自動運転システム(レベル3)に係る走行環境の整備を図る。
(「官民ITS構想・ロードマップ2018」平成30年6月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等)
- **技術開発の状況**
 - 実験施設や各地の公道で多くの実証実験を実施

概要

【自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備】

- **自動運行装置の定義等に関する規定の整備**
 - 道路運送車両法に規定される自動運行装置を「自動運行装置」として定義
 - 同装置を使用して自動車を用いる行為は「運転」に含まれる旨規定
- **自動運行装置を使用する運転者の義務に関する規定の整備**
 - 自動運行装置が使用される条件(国土交通大臣が付する走行環境条件)を満たさない場合には、同装置を使用した運転を禁止
 - 条件外となった場合に直ちに適切に対処できる状態であるなどの場合に限り、携帯電話使用等禁止(安全運転義務への上乘せ)規定の適用を除外
- **作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備**
 - 作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置による記録及び保存を義務付け
 - 整備不良車両と認めるときは、警察官が記録の提示を求めることができる旨規定



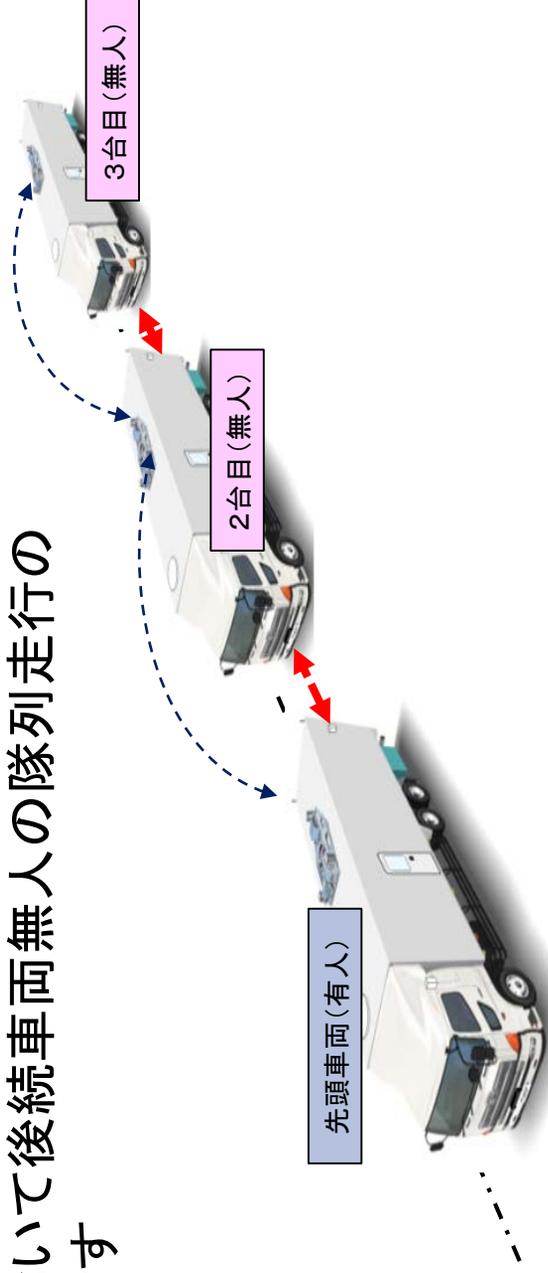
高速道路における自動運転(イメージ)

政府決定

「官民ITS構想・ロードマップ2018」

(H30.6.15高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等決定)より

- 2020年度に高速道路(新東名)での後続車無人隊列走行システムを技術的に実現した上で、その後、実証実験を積み重ね、走行距離、走行可能範囲の拡大を図り、2022年度以降に高速道路(東京大阪間)の長距離輸送等において後続車両無人の隊列走行の商業化実現を目指す



今後の取組

道路交通法第59条(牽引制限)の枠組みで対応



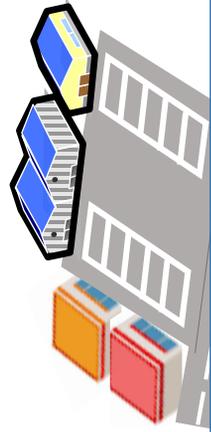
国土交通省の電子牽引に係る基本設計書の内容を踏まえ、都道府県公安委員会による牽引許可の取扱基準を策定予定

政府決定

「官民ITS構想・ロードマップ2018」
(H30.6.15高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等決定)より

- 2020年までに限定地域での無人自動運転移動サービス(レベル4)の提供を実現することを目指す
- 当面は、遠隔型自動運転システムを使用した現在の実証実験の枠組みを事業化の際にも利用可能とする

複合商業施設等



山間地域



今後の取組

道路使用許可の枠組みで可能であるが、その取扱いの基準の改訂等を予定